

平成29年第4回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成29年12月19日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

14番 阿部雅志	15番 岩本雅雄
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
政策監 木具恵	教育長 坂東英司
企画総務部長 後藤啓	市民部長 三浦康雄
健康福祉部長 安丸学	産業経済部長 阿部芳郎
建設部長 大野芳行	教育次長 妹尾明
会計管理者 秋山雅彦	企画総務部次長 野崎圭二
市民部次長 矢田正和	健康福祉部次長 石川久
産業経済部次長 岩佐賢二	建設部次長 川野一郎
教育次長 湯藤義文	吉野支所長 松原美子
土成支所長 井上百合子	阿波支所長 塩田英司
水道課長 藤川靖人	農業委員会事務局長 阿部守
監査事務局長 阿部仁子	財政課長 稲井誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局主幹 笠 井 久美代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 議案第 83号 平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第 2 議案第 84号 平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第 85号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 86号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第 5 議案第 87号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について

日程第 6 議案第 88号 阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 89号 阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 90号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 91号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第 92号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第 93号 土成保健センターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第 94号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第 95号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第 96号 次期通信サービス提供に伴うIP音声告知サービス設備構築工事変更請負契約の締結について

日程第15 議案第 97号 徳島縣市町村総合事務組合規約の変更について

日程第16 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて

（平成29年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について）

（日程第1～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 17 議案第 98 号 平成 29 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 18 議案第 99 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 100 号 市長等の給与条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 101 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 発委第 2 号 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について
- 日程第 22 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、発言の取り消しについてをお諮りいたします。

松永渉君より、12月7日の本会議における質問の中で誤った発言をしたため、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、松永渉君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第83号 平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

日程第 2 議案第84号 平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第85号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第86号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第 5 議案第87号 阿波市立学校施設使用条例の一部改正について

日程第 6 議案第88号 阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第89号 阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第90号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 9 議案第91号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第92号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について

- 日程第 1 1 議案第 9 3 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 9 4 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 9 5 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 9 6 号 次期通信サービス提供に伴う I P 音声告知サービス設備  
構築工事変更請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 9 7 号 徳島県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 1 6 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度阿  
波市一般会計補正予算（第 4 号）について）

○議長（江澤信明君） 日程第 1、議案第 8 3 号平成 2 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから日程第 1 6、承認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について）までの計 1 6 件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長出口治男君。

○総務常任委員長（出口治男君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 1 2 月 1 2 日、委員 6 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 8 3 号平成 2 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）所管部分について、議案第 8 4 号平成 2 9 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 8 5 号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第 8 6 号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第 8 8 号阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について、議案第 8 9 号阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について、議案第 9 6 号次期通信サービス提供に伴う I P 音声告知サービス設備構築工事変更請負契約の締結について、議案第 9 7 号徳島県市町村総合事務組合理約の変更について、承認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について）の市長提出議案 9 件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重

に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決及び承認すべきものと決定しました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第83号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）所管部分について、委員から、財産管理費の設計監理委託料、工事請負費から、市場支所の整備内容及び跡地利用また旧吉野支所、土成支所の今後の計画について質疑がありました。理事者から、市場支所については市場交流防災広場ということで、照明灯4基、かまどベンチ2基を設置し、仮設住宅設置予定場所は、クレー舗装とする整備工事を行い、ふだんは市民が集い、安らげる多目的な空間として利用し、地震等の大規模災害が起きた際は、家屋に被害を受けた方の仮設住宅を設置することができる交流防災広場とする。旧吉野支所、土成支所についても同様の計画としているとの答弁がありました。

また、議案第88号阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について、委員から、現在の指定管理者同様、庁舎の清掃業務等、施設管理や食堂の運営についても次期指定管理者が行うのか、また現在のアエルワ従業員の継続雇用についての質疑がありました。理事者からは、前回と同様に、指定管理者が清掃業務等、庁舎の管理及び食堂の運営を行うこととなっている。また、現在雇用されている従業員についても、継続雇用が提案されており、市としても希望者については継続して雇用してもらえよう要望しているとの答弁がありました。

次に、議案第84号平成29年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員から、国民健康保険基金から一般会計への繰り戻ししている3億6,000万円について、保険料の見直しや健診など、国保事業に使えるかとの質疑がありました。理事者からは、基金について平成28年度末現在、5億6,000万円のうち一般会計から繰り入れられた3億6,000万円について繰り戻しをし、残りの2億円が基金の保有額で、この額は国指導の適正範囲となっている。今、国民健康保険会計の中で、医療費適正化など、予算を組み、いろいろ事業を行っている。平成30年度に向けて阿波市民全体を捉えた健康づくりに取り組む計画をしているとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長松村幸治君。

○文教厚生常任委員長（松村幸治君） ただいま議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月13日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第83号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）所管部分について、議案第87号阿波市立学校施設使用条例の一部改正について、議案第90号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について、議案第91号市場老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第92号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について、議案第93号土成保健センターの指定管理者の指定について、議案第94号阿波健康福祉センターの指定管理者の指定についての市長提案議案7件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第83号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）所管部分について、教育委員会関係では、委員から、今年度から各小・中学校に空調設備が整い、稼働していると思うが、電気代はどの程度増加したか質疑がありました。理事者からは、空調設備は2学期から稼働しております。デマンド値で1年間の基本料金が決まります。平均では、小学校においては、約1万2,000円基本料金が高くなりました。中学校においては、基本料金の変化はありませんでした。今年度の小・中学校の電気代は、28年度実績に比べ、約200万円の増となっております。来年度からは、空調の使用が6月からとなること、市場中学校体育館が完成したこと、空き教室の利用等がふえることから、1年間で約800万円の増加を見込んでおりますとの答弁がありました。

議案第90号吉野地域福祉センターの指定管理の指定についてから議案第94号阿波健

康福祉センターの指定管理者の指定について、健康福祉部関係では、委員から、各施設の指定管理料に違いがあるのはどうしてか、また指定管理期間が3年と5年とあるのはどうしてか質疑がありました。理事者からは、各施設の指定管理料の違いは、各施設の面積の違いと行っている事業の違いによって管理料に違いがある。また、指定管理期間に差があるのは、福祉センター関係において、非公募で引き続き社会福祉協議会において行うが、市場高齢者共同生活施設においては、今回公募による初めての事業者ということで、3年の指定管理期間としたと答弁がありました。

また、委員から、旧町ごとに保健センターや福祉センターがありますが、統合していくようなことはないのか質疑がありました。理事者からは、各センターにおいては、保健指導事業を行っておりますので、市民に不便をかけないように市民サービスの低下にならないように考えていきたい。また、公共施設総合マネジメント計画で、建築年度、利用状況等を総合的に判断して、今後どのように展開していくか慎重に検討しますと答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長岩本雅雄君。

○産業建設常任委員長（岩本雅雄君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る12月14日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第83号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）の所管の部分、議案第95号土柱休養村センターの指定管理者の指定について、以上の市長提出議案2件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託されました議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



た。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第83号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第5号）の所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、ため池ハザードマップの詳細についての質疑がありました。理事者からは、阿波市内には、防災重点ため池が42カ所あり、平成25年度に13カ所のハザードマップを作成した。今年度は、9カ所と今回補正分の6カ所を作成し、平成30年度は6カ所を作成する予定であるとの答弁がありました。

建設部関係では、委員から、指谷川排水ポンプ敷設溝工事の内容に関する質疑がありました。理事者からは、土成町郡にある指谷川にて、国土交通省所有のポンプ車で排水作業を行う際に通行どめが発生する。そのため、2メートルの溝をつくり、200ミリの排水ホース4本を通せるよう工事を行う。今後、国土交通省、徳島県と早期整備に向け、協議を進めていくとの答弁がありました。

また、委員から、排水ポンプ敷設溝工事の完成後には、災害時に速やかに排水作業ができるよう訓練を行っていただきたいとの要請がありました。

次に、意見書についてですが、現在、道路整備に係る国の補助や交付金は、法律の時限措置によりかさ上げされており、今年度末で期限を迎えます。そこで、産業建設常任委員会では、道路整備推進と関係予算確保のため、道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を議長宛てに提出するよう決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 8 3 号平成 2 9 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について及び議案第 8 4 号平成 2 9 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第 8 7 号阿波市立学校施設使用条例の一部改正についてまでの計 3 件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 5 号から議案第 8 7 号まで計 3 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定についてから議案第 9 5 号土柱休養村センターの指定管理者の指定についてまでの計 8 件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 8 号から議案第 9 5 号までの計 8 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 6 号次期通信サービス提供に伴う I P 音声告知サービス設備構築工事変更請負契約の締結についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について）を採決いたします。

委員長の報告は承認です。

委員長の報告どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第17 議案第98号 平成29年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について

日程第18 議案第99号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第100号 市長等の給与条例の一部改正について

日程第20 議案第101号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（江澤信明君） 次に、日程第17、議案第98号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第20、議案第101号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの計4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案いたします議案第98号から議案第101号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第98号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について、議案第99号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につ

いて、議案第100号市長等の給与条例の一部改正について、議案第101号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国における特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月15日公布されたことを受け、条例改正並びにこれに伴います人件費の補正予算を提案させていただくものでございます。

この後、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明申し上げますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（江澤信明君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、本日追加提案させていただきました議案第98号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第101号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの4件について補足説明させていただきたいと思っております。

最初に、議案第98号をお願いいたします。

議案第98号平成29年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億3,600万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、平成29年8月の人事院勧告による人件費の増加によるものであります。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入については、10款地方交付税が1,020万円の追加で、計72億8,347万8,000円で、歳入合計額は198億3,600万円となります。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、全て人事院勧告による人件費であり、補正額の合計は1,020万円
で、歳出合計額は198億3,600万円となります。

以上、議案第98号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第99号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案第99号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正について、阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成29年12月19日提出、阿波市長。

今回の改正は、平成29年8月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律案が平成29年12月15日に公布されたことにより、期末手当
の支給率が0.05月分増となったことについての条例の一部改正を行うものでありま
す。

主な改正内容であります。第1条は、平成29年12月支給の期末手当の現行の支給
率1.65月分に0.05月分を加えた1.70月分の支給についての一部改正です。

第2条は、平成30年4月1日からにつきまして、6月、12月支給の期末手当にそれ
ぞれ0.025月分を加え、6月期には現行の1.55月分から1.575月分、12月
期は1.70月分から1.675月分を支給するための一部改正となっております。

なお、施行日については公布の日からとなります。

第1条については平成29年12月1日から、第2条は平成30年4月1日から適用と
なります。

以上、議案第99号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第100号について説明をさせていただきます。

議案第100号市長等の給与条例の一部改正について。

市長等の給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月19日提出、阿波市長。

この改正につきましても、平成29年8月の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案が平成29年12月15日に公布されたことにより、
期末手当の支給率が0.05月分増となったことについての条例の一部改正を行うもので
あります。

主な改正内容であります。第1条は、平成29年12月支給の期末手当の現行の支給率1.65月分に0.05月分を加えた1.70月分の支給についての一部改正です。第2条は、平成30年4月1日からにつきまして、6月、12月支給の期末手当にそれぞれ0.025月分を加え、6月期には現行の1.55月分から1.575月分、12月期は1.70月分から1.675月分を支給するための一部改正となっております。

なお、施行日については公布の日からとなります。

第1条については平成29年12月1日から、第2条は平成30年4月1日から適用となります。

以上、議案第100号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第101号について説明をさせていただきます。

議案第101号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月19日提出、阿波市長。

平成29年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が平成29年12月15日に公布されたことにより、給与手当の改正のための条例の一部改正となっております。

主な改正内容につきましては、第1条は、平成29年12月支給の勤勉手当につきましては、正規任用職員については現行の0.85月分に0.1月分を加え、0.95月分とし、再任用職員については現行の0.4月分に0.05月分を加え、0.45月分の支給となっております。

また、若年層に重点を置いて、平均0.2%の引き上げの給料表の改定となっております。この給料表の改定につきましては、本年4月にさかのぼり遡及することとなっております。

次に、第2条は、平成30年4月1日より、勤勉手当の支給率が正規任用職員においては年間0.1月分ふえることにより、6月、12月支給の勤勉手当にそれぞれ現行の0.85月分に0.05月分を加え0.9月分とし、再任用職員においては年間0.05月分ふえることにより、6月、12月支給の勤勉手当にそれぞれ現行の0.4月分に0.025月分を加え、0.425月分の支給率となる条例の一部改正となっております。

なお、施行日につきましては公布の日からとなります。

第1条については平成29年4月1日から、第2条は平成30年4月1日から適用とな

ります。

以上、議案第98号から議案第101号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 補足説明が終わりました。

これより議案第98号から議案第101号までの計4件について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第98号から議案第101号に対する質疑を終結いたします。

議案第98号から議案第101号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第101号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第98号平成29年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第101号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの計3件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第101号の計3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第21 発委第2号 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める  
意見書について**

○議長（江澤信明君） 次に、日程第21、発委第2号道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長岩本雅雄君。

○産業建設常任委員長（岩本雅雄君） 議長の指名がございましたので、道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案を説明いたします。

道路は、地域経済の活性化や、住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。しかしながら、本市における道路の整備水準は、地形的、地質的特性などから、依然として全国に比べ大きく立ちおくれている。

また、厳しい財政状況の中、高速交通ネットワークの整備、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災、減災対策、地域の活力の維持増進等に必要な道路整備のほか、市民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急に対応すべき多くの課題を抱えている。現在、国においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、以下、道路財特法の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等のかさ上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは、真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靱化の実現に大きな影響を与えることが懸念されるところである。よって、国におかれては、地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算の所用額の確保はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日、徳島県阿波市議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。



以上、案につき、ご理解をいただき、採決をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（江澤信明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 質疑なしと認めます。

これで発委第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発委第2号道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（江澤信明君） 次に、日程第22、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてあります申し出のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査といたすことに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、平成29年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、3点ご報告をさせていただきます。

まず、合併特例債についてでございます。

本年7月に、合併特例債の再延長を求める首長会が立ち上げられました。本市もこの首長会の趣旨に賛同し、連携して国への要望活動を行うとともに、今月7日、地元選出の国会議員5名の先生方に対しまして、合併特例債適用期限の再延長に向けて要望を行ったところでございます。

また、13日には、自民党が合併特例債の発行期限を5年間再延長する方向で調整しておりまして、来年の通常国会で、議員立法による関連法の成立を目指すことになりました。現在、本市の活用期限は平成32年度まででございますが、関連法が成立しますと平成37年度末まで活用が可能となります。

今後におきましても、本市の将来にとって真に必要な施策には、議員各位のご理解をいただきながら、合併特例債を有効活用してまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策についてでございます。

本年、県内における人身事故件数は、12月15日現在、3,012名、死者数32名、負傷者数は3,677名となっております、いずれも昨年より減少しております。

本市におきましては、交通事故件数、負傷者数とも減少しておりますが、残念ながら死者数は、昨年の2名に対しまして、本年は5名のとうい命が奪われておりまして、非常に憂慮すべき状況でございます。

このような状況の中、今月10日から来年1月10日まで、年末年始の交通安全県民運動が実施されておりまして、12日には阿波吉野川警察署阿波庁舎で、交通事故が多発する県道鳴門池田線の交通事故の抑止を図り、運転者の交通安全の意識を高めるため、警察や交通安全協会、市場幼稚園の園児が中心となり、信号機に見立てた3色餅を配布する街頭啓発活動が行われました。

これ以上、交通事故による犠牲者を出さないために、より一層市民の皆様には交通安全を呼びかけ、また職員についても交通法規の遵守徹底をさらに図っていく所存でございます。

次に、子育て支援についてでございます。今月18日、町なかで子育てを支援する阿波市という風土をつくりたいという願いから、NPO法人あわ・みらい創生社より、ファミリー・サポート・センターに寄附金をいただきました。今回の寄附金につきましては、環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費するエシカル運動と企業の社会貢献のCSR活動を活用したものでございます。この寄附金は、ファミリー・サポート・センターの利用者負担額の一部を軽減することに活用する予定としております。

今回のCSR運動やエシカル運動といった取り組みを通じまして、企業や個人が子育て支援に賛同し、阿波市内全体で子育てを支援する風土が醸成され、行政と企業、地域が連携し、さらに子育てするなら阿波市の実現が図られるものと考えております。

さて、今議会は、11月27日に開会以来、本日まで23日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案等につきまして、全て原案どおりご決定をいただき、まことにありがとうございました。今議会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては十分検討し、今後の市政の運営に生かしてまいりたいと考えております。

寒さも厳しくなっておりますので、議員各位におかれましては、体調には十分ご留意され、引き続き市政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今年も残すところあとわずかとなってまいりました。ご家族そろって輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回阿波市議会定例会を閉会といたします。

午前10時47分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員